

海難審判所の現状

1 海難審判制度の目的と任務

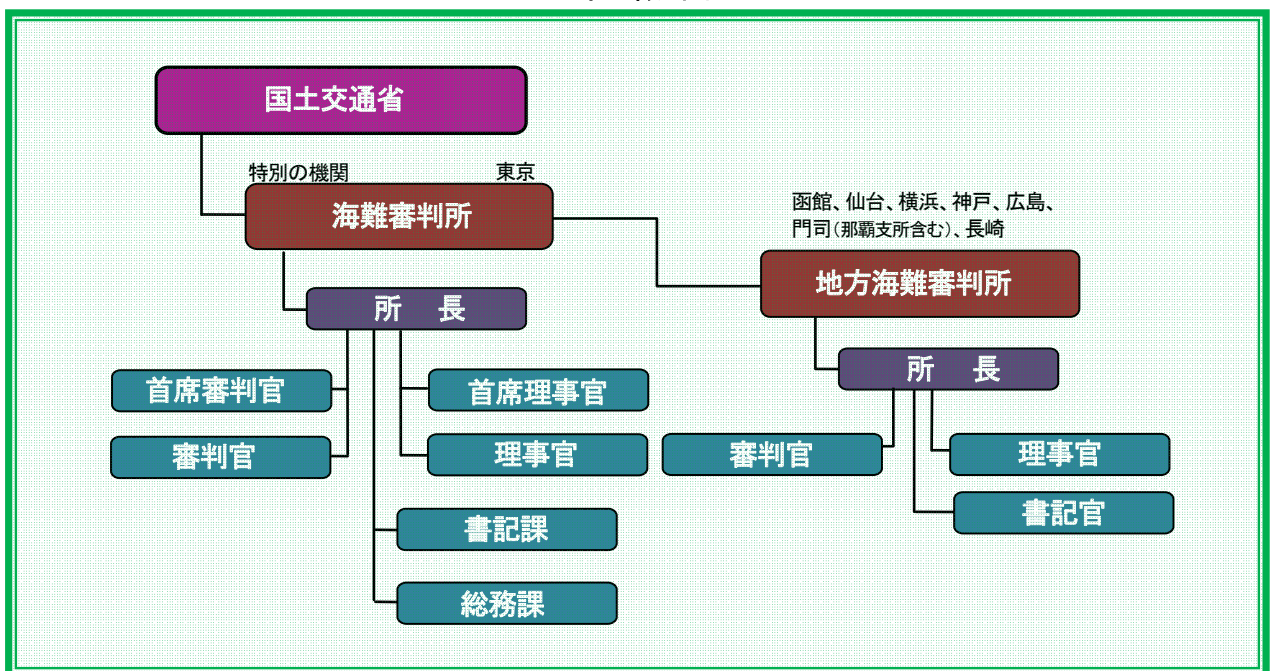
海難審判法は、第1条において「職務上の故意又は過失によつて海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手續等を定め、もつて海難の発生の防止に寄与することを目的とする。」として目的を定め、第8条において「海難審判所は、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とする。」として海難審判所の任務を定めています。また、これら任務を達成するための手段として、第9条において海難審判所を行う調査や審判などの所掌事務を定めています。

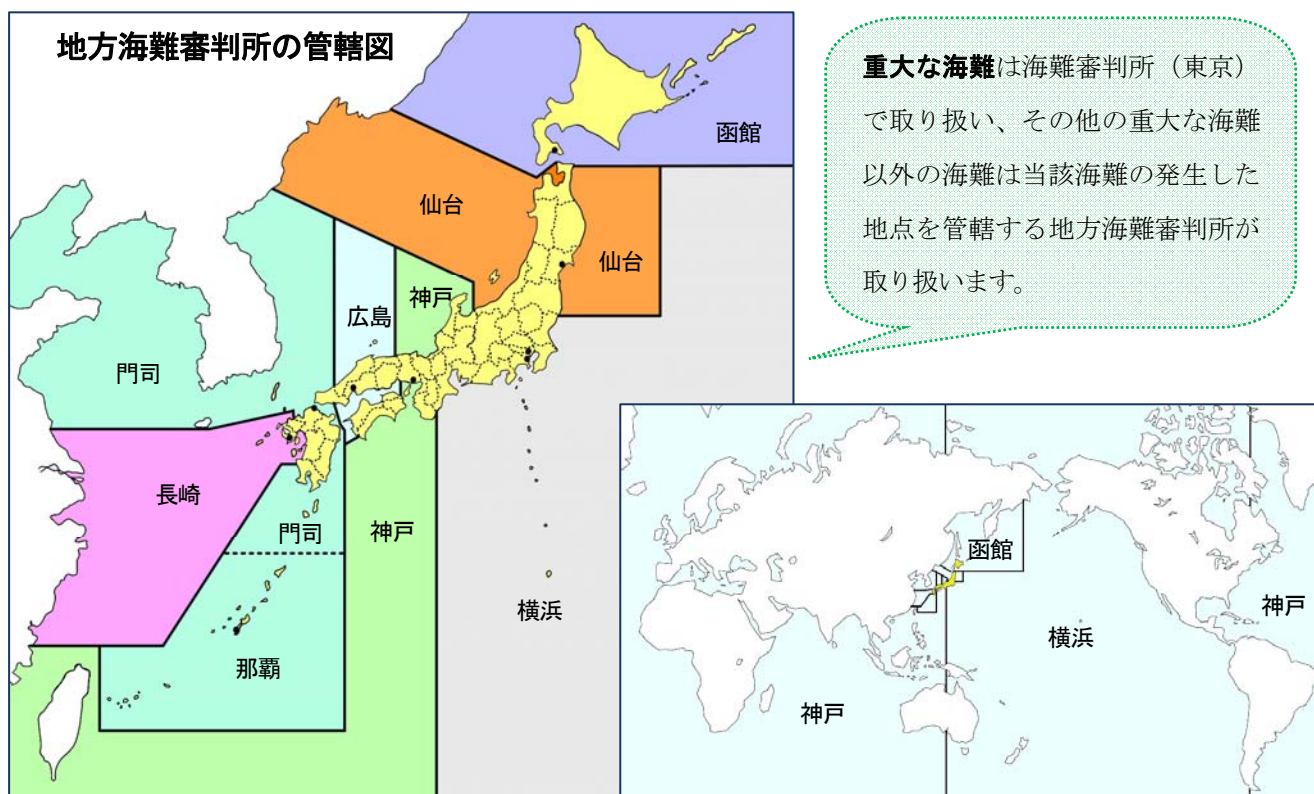
2 海難審判所の組織と管轄

海難審判所は、国家行政組織法第8条の3に規定された「特別の機関」であり、国土交通省に置かれています。

海難審判所の組織は、25人の審判官と23人の理事官、その他の職員36人からなる84人で構成されており、海難審判所（東京都）と函館（函館市）、仙台（仙台市）、横浜（横浜市）、神戸（神戸市）、広島（広島市）、門司（北九州市）、長崎（長崎市）の各地方海難審判所及び門司地方海難審判所那覇支所（那覇市）の全9箇所の審判所で、海難の調査や審判業務を行っています。

組織図





重大な海難（海難審判法施行規則第5条）

- 1 旅客のうちに、死亡者若しくは行方不明者又は2人以上の重傷者が発生したもの
- 2 5人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの
- 3 火災又は爆発により運航不能となったもの
- 4 油等の流出により環境に重大な影響を及ぼしたもの
- 5 次に掲げる船舶が全損となったもの
 - イ 人の運送をする事業の用に供する13人以上の旅客定員を有する船舶
 - ロ 物の運送をする事業の用に供する総トン数300トン以上の船舶
 - ハ 総トン数100トン以上の漁船
- 6 前各号に掲げるもののほか、特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

3 海難審判所の現状

海難審判制度は、昭和23年の海難審判法施行以来、理事官による調査・審判開始申立てと、海難関係人が列席する対審形式の審判とにより、海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失を認定して懲戒を行ってきました。平成20年の法改正により、その目的の一部が変わりましたが、現在においても海難の原因に関わる船員等の行為を特定すること、その故意又は過失を認定すること及び懲戒の量定を判断することがいずれも容易でないことから、このような手続きを取っています。

海難審判所では、国民の利便性の向上のため、テレビ会議システムの利用による調査・審判の実施、GPS、AIS、VDR等航海機器類のデータの活用による調査精度の向上、ホームページの充実による適時適切な情報発信などを進めています。

コラム

テレビ会議システムによる審判・調査とは？

海難審判所では、関係者の利便性の向上及び業務の円滑を図るため、全国9箇所の審判所にテレビ会議システムを導入し、審判・調査に同システムを利用しています。

受審人等が遠隔地に居住しているなどの理由で、審判を開廷する審判所に出廷することが困難な場合は、このテレビ会議システムを利用して、居住地などの最寄りの審判所に出廷し、審判を受けることができます。

また、テレビ会議システムは、理事官の面接調査においても活用されており、海難発生後に当該船舶が他の審判所の所在地の最寄りの港に入港し、理事官が海難関係人の早急な調査を行う必要がある場合や、海難関係人が遠隔地に居住しているときには、テレビ会議システムにより面接調査を行うことができます。

テレビ会議システムを利用した審判及び調査は、関係者の時間的・経済的な負担の軽減等に役立っています。

..... テレビ会議システムによる審判 (那覇⇄函館)



審判を受ける方

自宅の近くや、休暇で下船した港の近くなど出廷しやすい審判所の審判廷で、テレビ会議システムを通じて、審判官、理事官及び補佐人の質問の受け答えなどを行います。



函館地方海難審判所



審判官、理事官及び補佐人は、事件を管轄する海難審判所の審判廷に列席し、テレビ会議システムにより質問などを行います。

手続きの詳細はホームページをご覧ください。 <http://www.mlit.go.jp/jmat/annai/ukeru/ukerul.htm>